

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-1	第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率化目標の設定等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予算)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
一般管理費 (研究開発) (千 円)	対前年度比 3%の 抑制	905,297	857,972	827,493	800,200	773,726	748,046		
業務経費 (研究開発) (千 円)	対前年度比 1%の 抑制	1,652,576	1,636,050	1,619,690	1,603,493	1,587,458	1,571,583		
(参考指標) 業務経費と一般 管理費の予算額 合計の前年度比 (%)		94.8	97.5	98.1	98.2	98.2	98.2		
一般管理費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 30%削 減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	435,624 (40.3%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値	
人件費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 20%削 減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,854,835 (22.3%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値	

事業費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費 と比較して 30%削 減	57,237,550	50,646,306 (11.5 %)	53,105,474 (7.2 %)	47,671,757 (16.7 %)	45,492,137 (20.5 %)	44,080,781 (23.0 %)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比 較値各年度の数値は繰越額を除い て算出した額
総人件費 (研究開発) (千 円)	平成 23 年度にお いて、平成 17 年 度と比較して、6% 以上の削減	5,706,293	5,632,389	5,117,674	5,104,358*	5,631,081	5,915,721	
(参考指標) ラスパイレス指 数			99.6 99.5	99.5 98.1	99.1 98.0	100.3 98.0		上段は事務・技術職員 下段は研究職員

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(1) 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制をすることを目標に、削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。） (2) 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意することが必要である。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 (3) 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。
-------	---

		総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。
中長期計画		(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。 イ 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②常勤役職員の人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 % 削減する。 (2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成 23 年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成 24 年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 総人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について 6 % 以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の 5 % 以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成 20 年 6 月 9 日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。） ③ 森林保険業務に従事する職員
主な評価指標		効率化目標（研究開発）：一般管理費削減率、業務経費削減率 効率化目標（水源林造成事業等）：一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 総人件費（研究開発）
法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	< 主要な業務実績 > (1) 効率化目標 ア 研究開発 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を強化した。削減の主なものは、本所の契約電力を 3,135kW から 3,000kW へ引き下げ、本所エレベーター 2 台を省エネ型に改修、震災に伴う節電目標の達成、所有自動車 2 台の削減。また、共同調達を推進し、北海道、東北、九州地区において軽油、コピー用紙、暖房用燃料、レンタカー、健康診断等の共同調達、本所・育種センターのコピー用紙共同調達を実施した。

本所の劣化した変圧器 21 台についてエネルギー消費効率が約 40 %削減された高効率変圧器に更新、支所等も含め原発稼働停止に伴う節電目標の達成、冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気・ガス使用量の削減、所有車 5 台の更新をリース車による更新とし車業務経費の削減に努めた。

研究業務について効率化・優先度の見直しを行い、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を約 31,812 千円削減した。老朽化した給水配管の更新等による給水使用量の節減により、上下水道料を約 22,977 千円節減した。事業用車については 1 台の削減等を行い約 344 千円の経費節減となった。土地借料等については、利用の効率化を図り一部の土地等を返還することにより平成 25 年度において約 3,794 千円節減を行った。

イ 森林保険業務

森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めることとしている。

ウ 水源林造成事業等

(ア) 一般管理費

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を削減、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を削減するなど経費の削減を図り、平成 26 年度においては一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 48.1 %の削減となった。

(イ) 人件費

水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 26 年度期末の職員数（358 人）は平成 22 年度期末（461 人）と比較して 103 人の減となった。

この結果、平成 26 年度においては、平成 22 年度と比較して 25.6 %の削減となった。

(ウ) 事業費

農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び既設道移管円滑化事業については平成 25 年度までに計画どおり終了したところであるが、水源林造成事業については、目標策定時（平成 22 年度）以降、新たな森林吸収源対策を推進するなど政策的要請を踏まえた政府予算の適切な執行に努めた結果、平成 26 年度においては 20.5 %の削減となった。

(2) 給与水準

当法人の給与体系は、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して、職員給与規程を規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。ラスパイレス指数（事務・技術職員（年齢勘案））について、平成 23 年度は 99.6、24 年度は 99.5、25 年度は 99.1、26 年度は 100.3 となり、平成 27 年度においても、給与水準は国家公務員の水準と同程度となる見込みである。

(3) 総人件費

研究開発に係る人件費の削減に向けた取組については、平成 18 年度から平成 22 年度の間に目標とした 5 %以上の削減の取組を平成 23 年度も引き続き実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比し、人件費削減率 6 %以上を達成したところである。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を強化した。研究業務について効率化・優先度の見直しを行い、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を削減した。

森林保険業務では森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めることとしている。

水源林造成事業等において、一般管理費については、目標を上回る削減率を達成している。また、人件費については、効率的な業務体制となるよう取り組み、目標を達成している。事業費については、引き続きコスト縮減に努めて事業を実施している。

給与水準については適正性の確保に努めた。また、総人件費については、引き続き削減に努めた。

以上の結果から目標を達成は可能と判断し、「B」と評定した。

<課題と対応>

業務運営の効率化目標として、人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制をすることを目標に、削減することができた。

		引き続き、執行予算の管理体制の強化、研究業務の効率化・優先度の見直し、光熱水量の使用量の削減を図り、業務運営の効率化を進めていく。 給与水準については、国家公務員の水準と同程度となるように努める。また、総人件費については、引き続き削減に努める。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	<評価に至った理由> (研究開発) ・運営費交付金について業務経費で前年度比 1.0 %、一般管理費で前年度比 3.3 %の削減を行ったことは評価できる。 ・給与水準は国家公務員と同水準であり、毎年度、検証結果や取組状況を適切に公表している。 ・総人件費については、平成 23 年度において人件費削減率 6 %以上(平成 17 年度比)を達成するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)を踏まえ、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成 24 年法律第 2 号)に準じて、平成 24・25 年度に給与の減額支給措置を実施するなど、総人件費の抑制に努めた。 (森林保険) ・森林保険業務では費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めることは評価できる。 (水源林造成事業等) ・水源林造成事業等において、一般管理費、人件費については中期計画の目標を達成する見込みである。 ・一方、事業費については、中期計画の削減目標 30 %に対し、22 %に留まる見込みであるが、これについては、平成 22 年度の目標策定時以降、森林吸収源対策等を推進するため、政策的に政府予算の配分が行われたことが影響しているものであるが、事業の適切な執行及び引き続きコスト削減に努めていることは評価できる。 ・給与水準については適正であり、総人件費の削減も適切に行われる見込みである。 <今後の課題> ・水源林造成事業の事業費の目標設定については、引き続き事業の適切な執行及びコスト削減に努める必要があるが、公共事業として政策的に事業実施を行う必要があることを踏まえ、目標の設定方法には留意が必要である。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・全ての項目について中期目標をクリアできると思われる。 ・水源林造成事業の一般管理費を 30 %削減する目標を設定し、それを上回る 22 年度の 48 %まで削減した実績を高く評価する。	
	(期間実績評価)	
	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-2	第 2 業務運営の効率化に関する事項 2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
研修受講者数 (研究職員)		685	584	876	955	1,466	1,500	26年度と同じ研修を 27年度も実 施予定
研修件数 (研究職員)		73	74	70	65	65		
免許・資格取得 者数(研究開発)		35	14	10	5	5		
免許・資格取得 者数(公共事業 部門)		20	15	15	10	7		
学位取得者数		10	9	7	6	7	5	27年度は、学位取得率と最近の傾 向からの見込み数
学位取得率(%)		74	75	79	78	80		
保有資産 ①奈良水源林整 備事務所 (奈良市)	保有の必要性の見 直し		耐震診断実施	耐震補強工事を実 施し継続使用する こととした				

②成宗分室 (杉並区)	保有の必要性の見直し		国庫返納（現物納付）実施					
③職員共同住宅 (盛岡市)	保有の必要性の見直し		国庫返納（現物納付）実施					
④いずみ倉庫 (福島市)	保有の必要性の見直し		震災により、除染対象区域に指定された		除染の実施状況を踏まえ、国庫返納方法等を検討することにした	年度末に除染実施（汚染土壌等現地保管）	国庫返納措置（納付方法）を検討	
所内一時預かり 保育室数/のべ 利用件数			2/201	2/205	2/189	2/144	2/145	
男女共同参画セ ミナー開催回数 /参加者数			2/212	2/353	3/367	3/448	2/300	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(1) 組織等 森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。 (2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する。 奈良水源林整備事務所については、(1) の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。 (3) 職員の資質向上 研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。 また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。 職員の法令遵守等を推進する。
中長期計画	(1) 組織等

	成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。 (2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。 奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1) の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。 保有する職員宿舍のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。 (3) 職員の資質向上 研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。 職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。 職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	< 主要な業務実績 > (1) 組織等 試験林については、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを毎年度更新した。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて縮減・廃止した。また、森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局の事務所移転・共有化を行った。さらに、水源林整備事務所については、京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化した。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置した。 (2) 保有資産 保有資産については、資産の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、その保有の必要性の検証や施設整備及び土地の利用計画について施設整備・運営委員会、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等でそれぞれ行っている。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し借上を行っているところである。

平成 23 年度は減損審査委員会等において、次の 7 資産を除却処分とし、取り壊した。

- ① 本所居住性実験家屋
- ② 本所実験用足場
- ③ 筑波共同試験地無線送信機
- ④ 東北支所渡廊下 2 か所
- ⑤ 林木育種センター虫害抵抗性網室
- ⑥ 林木育種センター虫害抵抗性網室作業室
- ⑦ 関西育種場四国増殖保存園パイプハウス

平成 24 年度は減損審査委員会等において、次の 3 資産を除却処分とし、取り壊した。

- ① 本所木質バイオエタノール実証プラント事務所棟
- ② 本所キュービクル上屋
- ③ 東北支所浄化装置

平成 25 年度は、減損審査委員会等において、次の 2 資産を除却処分とし、取り壊した。

- ① 本所造林移動上家実験設備
- ② 九州支所堆肥小屋実験設備

土地については、平成 23 年度から平成 26 年度の間は処分すべき箇所はなかったが、今後も点検を行うこととしている。また、平成 25 年度においては、高知県による都市計画道路改良事業用地として、四国支所の建物敷の一部（33.62 m²）を高知県へ 2,390,382 円で売却した。

平成 24 年度は連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、平成 23 年度に設置した保有資産検討プロジェクトチームにおいて、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界の現況の把握等の検討を開始した。

平成 25 年度は連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当所での保有資産検討プロジェクトチームに基づいて、連光寺実験林（東京都多摩市）については、委託調査による境界確定作業等を実施し、不要財産調査票（案）の作成を行った。また、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、利用状況の把握、所内方針決定までを計画どおりに進めた。

平成 26 年度は連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当所の保有資産プロジェクトチームにおいて、連光寺実験林（東京都多摩市）については、地元自治体の要望を調査し、不要財産調査票（案）の作成を行った。また、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、不要財産調査票を含む当該資産の資料を林野庁に提出した。

森林農地整備センターにおいては、保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有資産の必要性等について検討し次の措置等を行った。

- ① 保有する職員宿舍のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、平成 24 年度末に国への返納（現物納付）措置を行った。
- ② 奈良水源林整備事務所（奈良市）については、組織等に係る見直しを総合的に検討した上で同事務所の耐震補強工事を行い継続使用することとした。
- ③ 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果や福島市の除染実施方針を踏まえ、国への返納措置を検討した。

（3） 職員の資質向上

職員の資質向上に資する学位取得については、未取得者には社会人学生の制度を利用を推奨するなどにより、その取得の促進に努めた。また、独法化後、研究職員の新規採用は学位取得を条件としていることもあり、学位の取得率は前中期計画期間終了時の 74 % から約 80 % に上昇した。今後は、若手研究者の育成のためテニユア制度を活用した任期付研究員による学位取得についても促進に努める。

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても中堅研究職員研修・所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。不正経理事案が発生することのないよう、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施した。

語学研修については、年度によって受講者数が異なるものの、本所、支所合計で 30 ～ 50 名が受講した。本所では、国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、プレゼンテーションスキル及び討論・議事進行能力の向上研修も実施した。

海外留学については、外国機関及び（独）日本学術振興会の経費保証による研究員派遣、外国の受入機関からの経費保証によるオールギャランティ研究員としての派遣、在外研究員制度等を活用した派遣、OECD「国際共同研究プログラム」による派遣等、様々な機会を活用し若手研究員を海外研究機関へ派遣した（H23 年度 5 名、24 年度 3 名、25 年度 1 名、26 年度 1 名）。

また、研究職員のキャリアアップ及び研究活動の啓発、研究開発力の強化を目的とする国立大学法人との人事交流として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科へ職員を派遣した。

研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」（平成 27 年 4 月 1 付け）を制定するとともに職員の研修計画を策定し、職員の資質の向上を図る予定である。

公共事業部門（森林農地整備センター）においては、業務の円滑な遂行に資するために「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めた。また、官庁等が主催する公会計監査機関意見交換会や官庁契約・公共工事と会計検査講習会などの外部講習会等に職員を参加したさせ資質の向上を図った。

研究所の職員として法令を遵守した行動を意識づけるため、外部委員も入ったコンプライアンス委員会を開催し、年間目標に対する実行状況への意見と次期の年度計画に対する意見を受けた。

不正経理事案発生の受け、その再発防止に資するため、平成 27 年 4 月から専門部署としてコンプライアンス推進室を新設し、更なる取組の強化を図ることとした。

森林農地整備センターにおいては、外部有識者を含めたセンターコンプライアンス推進委員会を毎年 3 月に開催して、当年度の活動状況を点検・評価し、取組の総括を行った上で、翌年度の取組方針・計画を審議・決定した。

森林農地整備センターでは、独自に制定している「緑の行動規範」を必要に応じ見直ししながら、これを基に役職員に対し各種会議・研修等を利用してコンプライアンスの周知徹底を図るとともに毎月役職員向けに発行するメールマガジンに新聞等に掲載されたコンプライアンス違反事例を取り上げ注意喚起を行い、これを基に職場内ディスカッションを行うなど意識の向上に努めた。

また、毎年、コンプライアンス推進月間を設け、その時々テーマ（著作権、風通しの良い職場づくり等）を基に各職場毎に取組を行い、評価等を行った。

そして、中期目標期間中の各年度末には緑の行動規範 10 原則を基にした「コンプライアンス自己診断」を実施し、「緑の行動規範」の浸透・定着状況を確認するとともに、診断の分析結果は「センターコンプライアンス推進委員会」に報告し、次年度の取組方針に活用した。

〔具体的取組の事例〕

- ① 役職員に対するコンプライアンスの教育・研修及び周知徹底
- ② 年度毎に重点取組方針を決定し、取組を強化
- ③ 毎月メールマガジンによる不詳事例の情報発信及びその不詳事例を基にした職場内ディスカッション
- ④ コンプライアンス推進月間を設定しての集中的な取組
- ⑤ コンプライアンス自己診断の実施し、分析・評価

男女共同参画事業として以下の取組を行った。

- ① エンカレッジ推進セミナーを開催したほか、男女共同参画週間、職員研修、研究所会議などの機会を利用して、男女共同参画の情報提供と意識啓発に努めた。
- ② 懇話会、キャリアカウンセリングを通じて、キャリア形成等の支援に努めた。
- ③ 一時預かり保育室運営、家族責任を持つ研究者への研究支援の実施、ガイドブックの作成、男女共同参画室ホームページでの情報発信を行い、仕事と家族責任を両立しやすい職場環境作りに努めた。
- ④ 外部機関主催のシンポジウム、つくば市主催のシンポジウム等で当所の取組を紹介し、成果を外部に発信した。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

試験林の見直しについては、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林毎に研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを更新した。

施設整備・運営委員会及び減損審査委員会等において、使用しない保有資産の処分の検討を進めた。また、連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当所での保有資産検討プロジェクトチームにおいて検討し計画的に進めている。森林農地整備センターの現場組織について、事業の完了に伴い廃止するとともに、経費の削減及び事務・事業の効率化の観点から検討を行い、組織等について見直した。

研究職員の資質向上に向けて博士の学位取得を奨励した結果、学位の取得率は約 80 % に上昇した。また、担当者を積極的に各種講習会等に参加させ、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。

職員の法令遵守に資するため、コンプライアンス研修等の取組を実施し、職員への周知徹底を図った。また、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーの開催や、一時預かり保育所の運営などに努めた。

以上のように、資源の効率的利用や充実・高度化を進め、目標を達成可能と判断し、「B」と評定した。

<課題と対応>

保有資産（連光寺実験林）については、保有資産検討委員会で検討し平成 27 年度中に国への返納措置又は売却について結論を得る必要がある。

学位取得については、独法化後、一部の任期付研究員を除き学位取得者を採用している。今後は学位未取得の中堅研究者に対しては社会人大学院制度の活用により学位取得を進めるとともに、学位取得者を採用するのが困難な研究分野にテニユア制度を活用した任期付き研究員制度や社会人大学院入学による学位の取得を進める

		職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努める。 研究成果の普及をより一層加速するため、今後は橋渡しを意識してコミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーション等に関わる研修を一層進める。 職員の資質向上のためコンプライアンス等をおこなってきたにも関わらず、第 3 期中期計画中に研究費不正問題が発生した。今後このようなことの無いよう各人の理解度を正確に把握可能な方法で研修を実施するなどして職員全員の研究倫理教育を徹底し、研究資金管理の適正化を図る。 男女共同参画推進やワーク・ライフ・バランス実現のため、今後も継続した意識啓発の取組が必要である。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	<評価に至った理由> ・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置したことについては評価できる。 ・森林整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了に伴い中期計画に沿って廃止しており、保有資産については、保有資産検討プロジェクトチームにおいて保有の必要性を判断し、国庫納付を進めている。 ・組織等検討プロジェクトチームにおいて経費の削減及び事務・事業の効率化の観点から検討を行い、組織等に係る見直しが検討されている。 ・保有資産については、本所において保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有の必要性について不断の見直しを行い、今般、2 資産について国庫返納のための手続きを開始したことは評価できる。 ・施設・整備等の点検・保守業務について外部委託を進めるとともに、本所の管理業務については官民競争入札制度に基づく企画競争（4 者応札）実施するなど契約の適正化を図っていることは評価できる。 ・研究施設・設備・機器については、共同研究において民間企業の大規模製造施設や実用化のためのノウハウと、研究所の豊富な分析機器や性能評価についてのノウハウとの効率的な活用を図っていることについて評価できる。 ・研究職員の学位取得について、前中期計画終了時の 71 %から 80 %に上昇したこと、また、語学研修や海外留学などにより職員の資質向上に努めたことは評価できる。 ・コンプライアンス研修等の取組を実施し、法令遵守について職員へ周知徹底を図ったこと、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めたことは評価できる。 <今後の課題> ・森林保険業務が移管されてさらに業務が多様化したこと等を踏まえ、今後の効果的・効率的な法人運営のあり方を検討する必要がある。 ・保有資産については、引き続き点検を行うとともに、書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果や福島市の除染実施方針を踏まえ、引き続き国への返納措置の検討を行う必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・研修受講者数は増えているものの、免許・資格取得者数は減少している。	
	(期間実績評価)	
	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-3	第 2 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0298、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
競争性のない随意契約の件数と金額 (千円)	件数：217 金額：1,225,425 (見直し計画)	件数：240 金額：1,437,425 (平成 20 年度)	件数：57 金額：372,596	件数：60 金額：216,584	件数：68 金額：213,473	件数：68 金額：198,304		
一者応札・応募となった契約の件数と金額 (千円)	縮減に努める	件数：121 金額：1,228,236 (平成 22 年度)	件数：142 金額：951,034	件数：84 金額：2,102,392	件数：86 金額：914,215	件数：77 金額：753,631		

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。
中長期計画	契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

		監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
主な評価指標		－
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績		＜主要な業務実績＞ （「随意契約の見直し計画」の実施状況） 契約状況の点検・見直しについては、総務省行政管理局からの事務連絡（平成 21 年 11 月 17 日）に基づき、競争性のない随意契約の徹底した見直しと、一般競争入札等の競争性確保を図るため外部有識者で構成された契約監視委員会並びに主務大臣による随意契約、一般競争入札の内、一者応札・応募となった平成 20 年度の契約について点検、見直しを行い新たな見直し計画を立て、公表し実施しているところである。 随意契約については、平成 22 年度に策定した随意契約見直し計画では 217 件、1,225,425 千円であったが、平成 23 年度 57 件 372,596 千円、24 年度 60 件 216,584 千円、25 年度 68 件 213,473 千円、26 年度 68 件 198,304 千円であり、いずれの年度においても件数、金額とも随意契約見直し計画を下回った。 また、競争入札については、平成 20 年度 482 件 162.66 億円であったが、平成 21 年度 371 件 119.18 億円、22 年度 332 件 82.05 億円、23 年度 317 件 51.78 億円、24 年度 214 件 44.29 億円、25 年度 237 件 34.38 億円、26 年度 219 件 16.17 億円と年々大きく減少している。 減少の主な要因は、森林農地整備センターで実施している特定地域整備等勘定における特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業の工事・コンサル等契約が事業完了に伴い減少したことなどである （契約の適正化） 一者応札・応募の対応については、内部委員による入札審査委員会において、入札方法・入札公告期間・入札揭示箇所・入札参加資格・入札広告内容・仕様書の記載内容等の適正審査を行い縮減に努めた結果、平成 23 年 142 件、24 年度 84 件、25 年度 86 件、26 年度 77 件となった。 なお、平成 23 年度においては、研究・育種部門の会計システムの更新に伴い早期の入力が可能となったことから、平成 24 年度当初から必要な契約を月中の契約としたことにより件数が増加している（30 件）。 （密接な関係にあると考えられる法人との契約） 当所の関連公益法人となっていた(社)林木育種協会との契約業務については、業務内容の見直し等を行うと共に広く一般業者に内容を説明することにより、平成 22 年度以降の契約において(社)林木育種協会とは契約が無い状況となっている。 更に、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）を受け、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 26 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。 （契約情報の公開） 随意契約の見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について、本所のホームページにおいて公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報については、ホームページで周知を行うとともに、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 26 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。 （民間競争入札の実施） 「公共サービス改革基本方針」（平成 23 年 7 月閣議決定）別表に記載された、(独)森林総合研究所の施設の管理・運営業務については、民間競争入札を実施し、平成 24 年度から 2 年間業務を実施した。平成 25 年度においては、平成 24 年度の実施状況について官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会で審議され、包括的な質、確保すべき水準は達成しているが、実施経費が増加しているとの評価を受けた。その結果を踏まえ、統括責任者は業務責任者が兼務すること、林木育種センターの保安警備業務を包括の範囲から除外すること、業務実施期間を 3 年間として実施することを盛り込んだ実施要項に基づいて実施することについて、官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会です承され平成 26 年度から 3 年間の業務について民間競争入札を実施した。 （入札監視委員会による審査） 試験・研究、林木育種事業に係る施設等工事業務における契約手続きの透明性の確保を図るため、本所においては「森林総合研究所本所入札監視委員会」を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行った。入札にあたっては、参加条件の拡大、履行期間を見越した早期発注、複数箇所への公告を図り、更に業者が入札情報をどういう方法で入手したか、また、辞退した時の理由を聞き取りするなど改善に努めてきたところであるが、

今後も参加資格条件等入札公告の内容を精査するとともに、公告方法等の改善を図り、実質的な競争性が確保できるよう努力することとした。

また、水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続き等の透明性の確保を図るため、森林農地整備センターにおいては「森林総合研究所森林農地整備センター入札監視委員会」を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行っており、更に農林水産省に設置されている「森林農地整備センター（旧緑資源機構）の入札監視のための委員会」において森林農地整備センターでの入札監視が適正に行われているかの検証がなされた。

委員会の意見等を踏まえ、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務について、一者応札の改善を図る観点から、従来より取り組んでいる入札参加資格要件の緩和や発注時期の集中を回避するための早期発注、RSS システムの活用などを図った。

（参考）RSS システムとは、主に Web サイトの更新情報を配信するための一手法であり、ホームページで公表している入札情報を効率よく閲覧できるシステムである。

なお、森林農地整備センターで実施している特定地域整備等勘定における特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業の工事・コンサル等事業が完了したことから、平成 25 年度末をもって「森林総合研究所森林農地整備センター入札監視委員会」を廃止し、平成 26 年度より入札監視委員会を「森林総合研究所本所入札監視委員会」に一本化した。

（契約監視委員会による審査）

平成 21 年 11 月 30 日制定した「森林総合研究所契約監視委員会設置要領」に基づき設置した本委員会において、平成 23 年度より各年度毎に 1 回、平成 27 年度までに計 5 回開催し、前年度に締結した随意契約、一般競争入札等のうち、一者応札・応募となった契約及び落札率が高い又は低い契約について審査を行うとともに、前年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・応募となった更新案件について、一件毎に改善に向けた取組内容等を整理し、報告及び事後点検を受けた。委員からは、入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札しなかった業者へのアンケート調査を継続し、その結果を踏まえた入札方法の改善になお一層努めること、一者応札・応募等事案の取組では顕著な改善が見られるが、今後も引き続き継続し競争性の確保に努めること、総務省が示した具体的なケースを踏まえ随意契約せざるを得ないと判断される場合は、積極的に随意契約とする取組を推進すること、等の指摘を受けた。

今後も委員会における点検結果及びこれら指摘を踏まえ、適時・適切に改善策を講ずることとする。

（監事及び会計監査人による入札・契約事務のチェック）

監事は、本所及び森林農地整備センター本部並びに監査対象事務所における監事監査において、入札・契約事務が適正に実施されているかどうかの監査を実施した。また、監事は契約監視委員会の委員として入札・契約事務のチェックを行った。

会計監査人においては、本所及び森林農地整備センター本部並びに監査対象事務所における監査の際、入札・契約事務に係る内部統制の運用状況について監査を実施した。

（監事及び会計監査人との連携強化）

監事及び会計監査人との連携強化については、各年度において、監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況、結果報告及び決算監査における取りまとめ報告など、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、会計監査や独立行政法人改革のポイント、会計基準改訂の方向性等監査に関する情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。

（監査従事職員の外部研修への参加）

監査従事職員の資質向上については、各年度において、会計検査院、総務省、監査法人、財団法人、コンサルタント会社が主催するセミナーや講習会に出席させ、その機能の強化を図った。

平成 23 年度

総務省主催の「評価・監査中央セミナー」（4 名）

有限責任あずさ監査法人主催の「内部監査基準講座」（2 名）、「システム監査基礎講座」（2 名）

（財）経済調査会主催の「官庁契約と会計検査・公共工事と会計検査講習会」（1 名）

（財）経済調査会主催の「平成 23 年度会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会（1 名）

平成 24 年度

会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」（3 名）、「第 31 回政府出資法人等内部監査業務講習会」（1 名）

KPMG ビジネスアドバイザー主催の「内部監査基礎講座」（2 名）

総務省主催の「評価・監査中央セミナー」（5 名）

（財）経済調査会主催の「官庁契約と会計検査・公共工事と会計検査講習会」（1 名）

（財）経済調査会主催の「平成 24 年度会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会（1 名）

平成 25 年度

会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」（4 名）

	総務省主催の「平成 25 年度評価・監査中央セミナー」(4 名) 有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 24 年度決算セミナー」(2 名) (財)経済調査会主催の「官庁契約と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名) (財)経済調査会主催の「平成 25 年度会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会 (1 名) 平成 26 年度 有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 25 年度決算セミナー」(1 名) 会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(2 名) 総務省主催の「平成 26 年度評価・監査中央セミナー」(5 名) 新日本有限責任監査法人主催の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン対応セミナー」(1 名) (財)経済調査会主催の「官庁契約と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名) (財)経済調査会主催の「平成 26 年度会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会 (1 名)		
自己評価	評価	B	
	＜評価と根拠＞ 「随意契約の見直し計画」の実施状況については、見直し計画を下回っている。また、契約の適正化に関しては、一者応札・応募の件数は、減少傾向にある。また、契約の適正な事務の執行について外部有識者を含む委員会のチェックを受けた。さらに、監事及び会計監査人との連携強化等により監査機能の強化に努めている。 以上のように、契約の点検及び見直しについて、着実に成果を挙げていることを判断して、「B」と評価した。 ＜課題と対応＞ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(総務大臣決定平成 27 年 5 月 25 日)に基づき調達等の合理化をさらに進める必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評価	B	
	＜評価に至った理由＞ ・随意契約については件数・金額ともに見直し計画を下回ったことは評価できる。 ・入札・契約事務については、外部有識者を含めた委員会による審査や監事及び会計監査人によるチェックを受け、適正な執行に努めたことは評価できる。 ・監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図ったことは評価できる。 ・水源林造成事業等に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続き等の透明性の確保を図るため、入札監視委員会を開催し、入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行うなど、適正に実施されており評価できる。		
	＜今後の課題＞ ・「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、研究開発業務においては、契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める必要がある。		
	＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・競争性のない随意契約も 1 者応札契約も件数、金額ともに大幅に減ってきている。1 者応札については、仕様書や公告期間の見直し等により更なる削減を目指すことが望まれる。		
	(期間実績評価)		
	評価		
	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞		

		<その他事項>
--	--	---------

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-4	第 2 業務運営の効率化に関する事項 4 内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑮ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑮ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
リスク対応計画 における取組項目			・危機管理体制の整備 ・情報セキュリティの確保 ・外部資金の確保	・行政との連携・種苗の生産と配布 ・契約地の管理 ・効果的な広報の推進	・組織間及び職員間のコミュニケーション ・情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 ・育種苗供給への貢献 ・技術の高度化	・人材の育成と研修 ・情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 ・コスト管理の徹底 ・労働災害原因の究明と対策 ・コンプライアンス確保の体制と取組		

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。

中長期計画	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
主な評価指標	－
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 当研究所では、年 3 回開催している研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営等に関する意思決定を行うこととしている。また、研究に関しては隔週で行う研究戦略会議及び年 1 回開催する研究推進評価会議、育種事業に関しては隔月の育種運営会議及び年 1 回の育種調整会議、水源林造成事業等に関しては年 4 回の事業運営会議及び年 2 回の整備局長会議に理事長及び理事が出席し、同様に幹部のガバナンスが発揮できるよう内部統制の仕組みを構築してきた。理事長の意思が随時全職員に伝わるとともに、これに対する職員の意見を書き込める電子メールシステムを構築して双方向のコミュニケーションに努めるとともに、組織間、職員間の双方向コミュニケーションを確保する取組も行ってきた。 しかしながら、これまでの取組にもかかわらず、不適切な経理処理、カルタヘナ法違反の不祥事の発生を招いたことから、所内の内部統制のあり方について基本から見直すとともに、国立研究開発法人化に伴う内部統制の充実・強化の要請に対応するため、業務方法書に内部統制及びリスク管理のあり方について明記するとともに、これまでの内部統制及びリスク管理を定めた「業務運営システム運用規程」を「リスク管理規程」に改め、平成 27 年度よりリスク発生防止、リスク発生時の迅速な対応を取れるよう改善を行った。 このほか、内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るために、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を毎年行い、内部統制強化のためのリスク対応の取組を下記のとおり進めた。 「コンプライアンス確保の体制と取組」 平成 26 年度において研究部門で生じた不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反事案を受けて、再発防止びコンプライアンス推進の体制を図った。不適正経理処理事案に対しては、平成 26 年 12 月 19 日に公表した中間報告について職員に説明するとともに、作成した再発防止策について職員に周知を行った。3 月 2 日には全役職員を対象に、不適正な経理処理及び研究不正に関するコンプライアンス研修を行い、特別研究員を含む全研究職員から誓約書を提出させ法令遵守を徹底させた。取引業者との直接取引の禁止を徹底し、取引業者（106 社）に対しては、研究職員との直接取引の禁止について周知した。また、取引業者の入構受付を徹底し、研究職員との面会についてもオープンスペースに限定するなどの対策を行った。3 月より納品物の実地確認と使用状況について抜き打ち検査を行うこととした。平成 27 年 4 月からの物品購入時における物品購入等計画書の作成及び物品購入等理由書の添付の義務づけとその適正性の審査、契約時の審査、検収の徹底を主とする組織体制の強化を図り、物品の発注、契約、検収の仕組みを抜本的に改め二度と不適正事案が生じないようにした。また、カルタヘナ法違反に係る再発防止策として、事前審査の導入等管理体制の見直しと研究職員に対する教育訓練の徹底を図ることにした。セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止のため、3 月 13 日管理職員向けのパワハラ防止研修を実施した。次年度からの内部ガバナンスを強化するため、監査室の増員、コンプライアンス推進室及び契約適正化推進室の設置等の組織改正の準備を行った。森林農地整備センターでは、平成 27 年 1 月に外部専門機関による法令遵守研修（コンプライアンス研修）を実施した。局長会議等の場においてコンプライアンスの取組についての意見交換を行った。また、水源林造成事業リスク管理委員会運営規程を平成 27 年 1 月 29 日付けで制定するとともに、平成 27 年 2 月 9 日付けで外部委員の委嘱を行い、第 1 回委員会を平成 27 年 3 月 16 日に開催し、リスク管理を適切に実施した。 「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」 平成 23 年度において、職員の自己点検、情報セキュリティ監査ならびにソフトウェアの導入状況調査を実施し、情報格付けの徹底や意識の向上等を行った。また、高度化するウイルス攻撃やサイバー攻撃に対して情報セキュリティを強化するため、平成 25 年度において、内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改訂を行った。役職員を対象に年 2 回の情報セキュリティ教育研修を実施するとともに、緊急の研修も実施し、休職者・長期病休者を除く全役職員（1,503 名）が受講した。また、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練を 2 回に分けて実施した。さらに、情報セキュリティ教育研修における全役職員の理解度と知識習得の徹底を図るため e-ラーニングシステムを導入するとともに、自己点検や情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ対策の充実を図った。平成 26 年度においては、研究部門においてセキュリティ事案発生時の緊急連絡先を各研究室等に掲示させる等、連絡報告体制整備を徹底した。平成 26 年度上半期までに、外部へ持ち出す USB メモリを全て暗号化 USB メモリに限定し情報セキュリティの向上を図るとともに、全ての業務用 PC について登録作業を実施し、情報機器管理番号を付与する等して情報機器管理を徹底した。 「危機管理体制の整備」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、「業務継続計画」を検討し作成した。これにより、直下地震等により首都中枢機能等が低下し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約のある状況下において、本所として継続すべき優先業務を特定した。さらに、業務継続力向上のために必要な措置を定め、非常時における優先業務の立ち上げ時間の短縮や早期復旧に資することとした。また、具体的な取組として、停電時の情報収集用として、乾電池式及び手回し発電式ラジオを研究本館各階に配備した。電話輻輳時の連絡方法として、従来の電話連絡網に加えてメールによる連絡網を追加した。

「労働災害原因の究明と対策」

森林農地整備センターにおいては、外部講師による講習会を開催するとともに、「職員が勤務中に負傷又は発病したときの取扱いについて」を制定するなど、労働災害の削減のための取組を実施した。各整備局・水源林整備事務所においても、外部講師等による講義を行うなど、造林義務者に対する労働安全衛生指導を行い、請負・委託作業を行う事業者に対しては、契約締結時に十分な労働安全衛生対策を執るよう指導した。平成 26 年度に発生した重大災害 1 件については、実施計画の承認を一定期間見合わせる等の措置を行った。また、同様の災害が発生しないよう、今回の災害の発生原因及び防止対策等を示し、造林義務者への指導を徹底するよう通知した。育種センターにおいては、労働災害発生の都度全職員に口頭やメールで周知及び注意喚起し再発防止を行った。各作業に必要な免許・資格の一覧表を職員に配付するとともに、免許・資格の保持者を再確認した。さらに、各種安全講習会等に参加し労働安全衛生に対する知識の習得を行った。安全衛生委員会での議事を職員に周知するとともに、「全員参加による安全会議」を特別開催し未然防止に努めた。化学薬品の安全な利用に向けて、SDS 職員説明資料、関係規程及び化学薬品取扱の手引き等を職員共有ホルダーに掲載し、安全の徹底を行った。自治体（市）の危機対策防災担当者に講演を依頼し、過去の災害の実例を踏まえた講習を受けるなど、労働災害の未然防止に取り組んだ。

「組織間及び職員間のコミュニケーション」

職員が共有すべき重要事項の周知を確実にを行うため、各組織の長は組織内の全職員に対しミーティングなどにより重要事項を周知することとした。また、イントラネット掲示板に新たに「重要事項」のカテゴリーを設け、企画・総務部門の各担当は必ず記載することとし、周知の確実な実行に取り組んだ。さらに、研究業務を円滑かつ効果的に推進するため、「業務報告会」や「研究成果発表会」を通じて研究職員間及び組織間で情報の共有や意見交換を図る態勢作りに取り組んだ。

「人材の育成と研修」

研究部門において中堅・管理職員を対象に研究業務に関する法令遵守について幹部との意見交換する場を設定したほか、採用後 1 年目の職員を対象に各自の研究業務の進捗等について報告会を開催することで各自の研究業務の運営等に関する意識啓発を進めた。また平成 26 年 10 月の新規採用者に対してはコンプライアンス教育を実施した。森林農地整備センターにおいては、「森林農地整備センターにおける人材育成の考え方」を平成 27 年 1 月に策定し、整備局長会議などにおいて説明・意見交換を通じ周知を図った。また、専門的知識と広い見識等を有したリーダーを育成するため、平成 26 年 10 月に管理職研修会を実施した。また、水源林造成事業に必要な専門的な知識習得や技術の研鑽のため、財務省会計センターによる「契約管理研修」、「会計事務職員研修」、森林技術総合研修所が実施する「森林・林業研修」に職員を参加させた。

「行政との連携」

林野庁と森林総研の会合を定期的に開催し、行政要望と研究成果の活用について意見交換を行い、今後対応すべき課題を集約した。特に、行政ニーズの高い低コスト林業、木質バイオマス、及び放射能については分野横断的な研究会を組織し、行政ニーズへの対応や今後検討すべき課題抽出等、研究成果が行政施策に活用されるよう努めた。

「効果的な広報の推進」

国民のニーズに対応した効果的な情報を発信するため、広報体制検討委員会を設置し、情報の受け手のニーズを的確に把握することに努めた。また、送付物の内容に合わせた送付先の見直し・仕分け作業を進め、効果的な配布に努めた。さらに、見やすいホームページの作成を目的に、全所的にデザインの統一を図った。定期刊行物についてもデザインを一新し、効果的な成果の普及に努めた。一方、刊行物による広報活動の費用対効果を検討し、刊行物の PDF 化によるホームページへの掲載を活用し、印刷経費等の軽減を進めた。

「契約地の管理」

公益的機能を高度かつ持続的に発揮する観点から、長伐期施業あるいは複層林施業を進めるため、契約の期間延長や権利保全を着実に進める必要があることから、契約管理マニュアルに基づき、契約変更手続きに取り組むとともに、変更登記手続きが行えない契約地については、明認方法により権利の保全を図った。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

		内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るため、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を行い、内部統制強化のためのリスク対応の取組を進めた。 不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反の事案が発生したが、以上のように、全所的に内部統制の強化を具体的な対策を講じて進めたことから、目標の達成は可能と判断して、「B」と評定した。 <課題と対応> 内部統制の充実・強化については、平成 27 年 4 月 1 日の業務方法書の改訂に際しても積極的に取り組むことを明示しており、全所を挙げて取り組むこととしている。更に、当研究所として「内部統制に関する基本方針」を平成 27 年度において取りまとめ、研究所の運営に反映させる。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評定	C
	<評定に至った理由> ・研究部門において、平成 25 年度に発生した職員のメールアカウント盗用問題、平成 26 年度に不適正経理処理事案、カルタヘナ法違反が次々と発覚したことを鑑みれば、内部統制の充実・強化が図られたとは言い難い。 ・コンプライアンス確保の体制と取組について、森林整備センターでは、外部専門機関によるコンプライアンス研修を実施するとともに、水源林造成事業リスク管理委員会を設置・開催し、リスク管理を適切に実施していることは評価できる。 ・人材の育成と研修については、水源林造成事業に必要な専門的な知識習得や技術の研鑽のため、外部組織の開催する研修等を職員に受講させており評価できる。 <今後の課題> ・森林保険業務が移管されてさらに業務が多様化していること等を踏まえ、監査機能を強化するとともに法令遵守を徹底するなど、引き続き内部統制の充実・強化を行う必要がある。 ・コンプライアンス確保の取組として、外部専門機関によるコンプライアンス研修を全ての職員に受講させるよう取組が必要である。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・今後の課題として、①全ての職員へのコンプライアンスの徹底が重要である、②再発防止のために、不祥事の起きた背景を把握し、研究者を始め職員の業務の円滑化に資する内部統制の充実が必要である。 ・内部統制に関する研修などは一度実施したからといって長く効果が続くものではないので、同じような研修でも毎年繰り返し行うことが重要である。	
	(期間実績評価)	
	評定	
	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-5	第 2 業務運営の効率化に関する事項 5 効率的・効果的な評価の実施及び活用		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ								
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。 また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努め、評価結果を業務運営に適切に反映させる。 研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で、組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。
中長期計画	研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	

業務実績	＜主要な業務実績＞ 本研究の運営に関し外部の専門家・有識者からのご意見を頂戴し業務運営に反映させるため、研究評議会を本中長期目標期間中毎年 11 月に本所において開催した。研究評議会委員には、学術団体、NPO、マスコミ、林業家、木材関連企業から 9 名の外部有識者を委嘱し、研究所の運営に関し幅広いご意見を頂いている。本会議では、毎年独立行政法人評価委員会林野分科会より通知される「業務に関する評価結果」に記された評価委員会意見に対し、研究所が作成した対応方針が適切であるかを確認頂いている。また、本会議において出された意見に対しては、次年度に対応結果を報告する等、本会議における意見を業務運営に着実に反映していることを確認頂いている。 各支所においても研究評議会を中期目標期間中毎年度開催し、外部有識者である評議会委員に各支所の業務運営、研究概要、主要成果及び広報活動を報告し支所の運営にご意見を頂いた。このうち、北海道、東北及び九州の各支所では育種場と合同の開催とし、林木育種事業の概要等についても報告した。委員からは、地域特性に応じた研究成果への期待、シカ害対策、東日本大震災被害への対応、地域林業におけるニーズ対応と貢献、低コスト化、森林資源の持続的管理と有効利用、研究成果の発信、研究成果の還元、木質バイオマス資源の安定供給等の研究推進についてご意見を頂き、今後の支所・育種場運営への助言を得た。これらの意見については対応策について検討し、次年度計画の見直しに反映させた。 研究資源の重点化と効果的な運用を図るべく研究推進本部会議を設置し、分野横断的に取り組むべき課題について情勢分析を行うとともに、研究の推進状況、研究者の有機的な連携、研究資源の適切な配分等を検討し、重点研究分野を低コスト林業、バイオマス利用、放射線影響、シカ害対策の 4 課題と定め、研究の現状分析、研究者の有機的な連携、今後の効果的な研究推進について検討を行った。 研究員業績評価については、毎年度 4 月から 6 月にかけて実施した。具体的には、各研究職員の職務を、研究業績、内部貢献、外部貢献及び業務推進の部に区分し、それぞれの部における業績を個別に評価した上で、これらを勘案して総合評価を行った。評価結果については、各年度の 12 月期の勤勉手当等に反映した。平成 26 年度には、研究業績の項目において国際的な指数であるインパクトファクターによる評価を導入するなどの評価方法の改訂を行い、平成 27 年度期首から実施することとした。 一般職員の人事評価については、国の評価制度に準じた評価を適切に実施するため、研究開発部門は人事評価実行委員会を開催し、平成 26 年度後期結果を分析し、改善策など議論した結果を踏まえ、それに対応する外部講師等を選定し、より適切な評価者訓練を実施することとし、平成 27 年度から新たに移管した森林保険事業部門においても同様に人事評価制度を導入し、国に準じた処遇等を反映させることから平成 27 年度計画は着実に達成する見込みである。公共事業部門（森林農地整備センター）においては、外部講師等による評価者訓練を管理職全員に実施したところである。これらの訓練内容は、目標の設定方法や目標達成状況の評価に活かされ、また、評価結果は国に準じて勤勉手当等処遇に反映させている。平成 27 年度計画においても同様に取り組むこととしていることから、今中長期目標については達成する見込みである。		
自己評価	評定	B	＜評定と根拠＞ 本所及び支所において外部専門家及び有識者による研究評議会を開催し外部の意見を広く聴取して、研究所の運営に反映させた。また、研究課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を招いて公正な評価を行った。研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を行い、評価結果を処遇に反映させた。一般職等を対象に人事評価を実施し、結果を処遇に反映させた。 以上の結果から、目標の達成は可能と判断し、「B」と評定した。 ＜課題と対応＞ 第 3 期中期目標期間中は評価を課題別に実施していたため、個々の課題評価は適切にできたものの、全体の成果を総合的に評価に付すことができなかった。研究内容の個別評価とは別に全体を総括的に評価できる評価軸の設定、個別評価では現れにくいアウトカムの適切な評価などを実施することで、研究所全体の成果の最大化を図る。 一般職の人事評価については、より公平公正性が確保されるよう、評価者訓練を重ねていくこととする。
主務大臣による評価	(見込評価) 評定 B ＜評定に至った理由＞ ・本所及び支所において、外部有識者からなる研究評議会を開催し、委員の指摘を踏まえ、対応策を検討し次年度計画の見直しに反映させたことは評価できる。 ・9 つの研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員の経験に基づく診断・評価がなされ、その評価結果を研究所全		

	体で議論し、今後の基本方針や研究業務の効果的な推進について検討を行うなど、PDCAが有効に機能しており評価できる。 ・研究職員の業績評価を行い、評価結果を勤勉手当等に反映させていること、また、優れた技術開発、研究業績、社会貢献等に対し表彰していることは評価できる。	
	＜今後の課題＞ ・研究者の個人評価は、個人や組織の活力を活かす方向で取り組むとともに、一般職員等も含めた全役職員に対する効率的・効果的な評価のために継続的に検討を続けることが望ましい。	
	＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・自己評価に加え外部専門家による客観的な評価を行っていると思われる。	
	(期間実績評価)	
	評価	
＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1 (1)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-18 事前分析表農林水産省 26-18 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	運営費交付金を充当して行う業務については、「第3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営を行う。
中長期計画	運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	< 主要な業務実績 > 平成 23 年度は平成 22 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。 ① 本所（つくば）の契約電力は、一般競争入札により平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の複数年契約となり、契約電力を 3,135kW から 3,000kW に引き下げたことにより、基本料金を年間 2,489,940 円節減した。 ② エレベーター全 4 基中、未改修の 2 基を現有機種より約 81 % の省エネ型に更新したことにより電気使用量を節減した。 ③ エレベーターホール照明を現有器具より約 80 % の省エネ型に更新したことにより、電気使用量を節減した。 ④ 所全体の冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気、ガス使用量を節減した。 ⑤ 東日本大震災により、電力供給が大幅に減少したため、夏期（7 月～9 月）において、空調・照明・OA 機器・研究施設等の節電対策を行い、節電目標の 15 % 削減を達成した。

⑥ 車両の更新において、更新時期の到来した所有車 2 台を廃止する等により、車業務経費の削減に努めた。
 ⑦ 育種センターにおいては、予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地等を検証して、約 2.7 ha を森林管理署へ返還し、568 万円の節減となった。
 さらに、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」を受けて、所内に作業部会を立ち上げ、平成 23 年度に公益法人等に会費として支出した全てのデータを抽出して、支出の必要性を厳格に精査した。これにより、平成 24 年度以降については、所全体で少なくとも 24 件以上は削減し、124 万円以上を削減することとした。

平成 24 年度は平成 23 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 本所(つくば)の電気料については、東日本大震災による被災地に係る免除申請手続きを行い、約 200 万円の経費節減となった。
- ② 劣化した変圧器 21 台について、エネルギー消費効率が約 40 % 削減された高効率変圧器に更新した。
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により電力供給不足が生じたため、夏期(7 月～9 月)・冬期(12 月～3 月)において、前年度に引き続き空調・照明・OA 機器等の節電対策を行った。
- ④ 冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより、電気・ガス使用量を節減した。
- ⑤ 車両の更新において、更新時期の到来した所有車 5 台の更新をリース車による更新とし、車業務経費の削減に努めた。
- ⑥ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 5.7 ha、建物 7 棟及び工作物 6 個を森林管理署へ返還し、約 176 万円程度の節減となった。

平成 25 年度は平成 24 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額に 50,757 千円を加えた額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 研究業務については、効率化・優先度の見直しを行い、研究領域および支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を約 31,812 千円削減した。
- ② 老朽化した給水配管の更新等による給水使用量の節減により、上下水道料を約 22,977 千円節減した。
- ③ 車両の更新において、5 年のリース期間が満了した 4 台を 2 年の再リース契約とした。さらに、使用頻度が少ない所有車 1 台(トラック)を売り払い 1 台の削減を行った結果、約 344 千円の経費節減となった。
- ④ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 4.0 ha、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、約 380 千円程度の節減となった。

平成 26 年度は平成 25 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を 25 年度に引き続き強化した。削減の主なもの、研究業務について、効率化・優先度の見直しを行い、業務推進経費である「領域・支所共通費」と刊行物発行や普及広報の経費である「普及広報刊行経費」について合わせて 26,796 千円削減した。
- ② 平成 25 年度に老朽化した給水配管の更新が完了したこと及び夏季(6 月～9 月)・冬季(12 月～3 月)における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、電気・都市ガス・上下水道の使用量が大幅に削減し、電気料金の大幅な単価上昇にもかかわらず、光熱水料が 2,278 千円の経費節減となった。
- ③ 車両の更新において、5 年のリース期間が満了した 14 台を 2 年の再リース契約とした。さらに、使用頻度が少ない所有車 2 台(乗用車)の削減を行った結果、約 389 千円の経費節減となった。
- ④ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 40,058 m²、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目(雑種地から山林へ)の見直し協議を森林管理署と行い、26 年度は 25 年度比で約 378 万円節減した。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

業務の効率化を行い、契約電力の引き下げ、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」の削減、老朽化した給水配管の更新、事業車の効率化等による経費の節減、土地借料等の経費等の削減をしたことから目標の達成は可能と判断し、「B」と評定した。

<課題と対応>

対前年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を図る必要がある。

		光熱水量の使用量の削減、研究領域および支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」の削減、老朽化した給水配管の更新、事業車の効率化等による経費の節減、土地借料等の経費等の削減を行ってきた。 業務効率化に向け、施設の老朽化の状況を把握し、計画的に改善を進め、研究機関として維持管理していくために抜本的な検討をする必要がある。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	<評価に至った理由> ・業務経費について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。 ・光熱費について、効率化及び優先度の見直しを行い、電気料金の大幅な単価上昇にもかかわらず、当該経費を節減したことは評価できる。 ・車両リース契約、土地借料について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。	
	<国立研究開発法人審議会の意見> ・例年、中期計画に沿った形で経費の削減に努めていると思われる。	
	(期間実績評価)	
	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1 (2)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (2) 自己収入の拡大に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
外部資金の獲得状況 (百万円)		件数：238 金額：2,412	件数：226 金額：1,869	件数：231 金額：1,555	件数：228 金額：1,254	件数：241 金額：1,752			
政府受託 (百万円)		件数：51 金額：1,338	件数：44 金額：901	件数：36 金額：696	件数：28 金額：408	件数：39 金額：711			
主な自己収入 (百万円)			53	50	56	56			
寄付金 (百万円)			10	11	25	6			
林木育種収入 (百万円)			2	1	3	4			
特許の見直し件数		5	6	6	12	9			
内訳	放棄	3	6	6	11	6			
	維持	2	0	0	1	3			

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
--

中長期目標	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化及び寄附金等による自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。		
中長期計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。		
主な評価指標	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省や環境省等の研究プロジェクトをはじめ林野庁の事業等に積極的に応募し、競争的研究費、委託事業等による事業費の獲得を図った結果、農林水産省委託事業、林野庁事業、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の委託を受けた。また、文部科学省の科学研究費助成事業についても、コンスタントに毎年 40 課題以上の新規採択を得た（研究分担課題を除く）。なお、政府の予算規模が縮小されていることに加え、委託費の経理方法が変更されていることに伴って、応募件数は特に減少していないものの、全体的に採択率が下がり、契約件数及び契約額は前年度に比して減少している。 平成 23 年度から 25 年度までに監査法人や都道府県等の意見を聞き、生産コストを考慮した種苗価格の値上げを行った。平成 26 年度は価格の見直し作業を行った結果、価格を据え置いた。平成 27 年度も価格の見直し作業を行うこととしており、適正価格での自己収入の確保に努めることとしている。 権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、平成 24 年 3 月に改定した「森林総合研究所が権利を有する特許権等の維持見直しについて」の方針に基づき、権利維持の必要性等の見直しを行い、平成 23 ～ 26 年度において、特許 33 件を見直し、そのうち実施許諾の可能性の少ない特許 29 件を放棄した。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進めた。また、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、種苗配布価格を引き上げた。さらに、権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、保有特許の見直しを行い、実施許諾の可能性の少ない特許を放棄するなど、保有コストの低減を図った。 以上のように、目標を達成可能と判断し、「B」と評定した。 <課題と対応> 外部資金の獲得及び自己収入の確保を積極的に進める必要がある。 これまでプロジェクト研究等を通じて外部資金獲得に努めてきた。今後、より戦略的な外部資金の獲得に努めるとともに、共同研究先に積極的に資金提供を求めるなどして外部資金獲得と産学官の連携の拡大を図る。 優良種苗の普及及び都道府県ニーズに配慮しつつ、種苗の配布価格を見直し、適正価格での自己収入の確保に努める必要がある。また、知的所有権の効率的な維持管理を図る必要もある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<評定に至った理由> ・外部資金については、政府受託の件数が減少する中で、全体では一定の件数を獲得しており、評価できる。 ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）、「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」（平成 22 年 12 月 24 日農林水産省決定）の指摘も踏まえ、毎年度、種苗配布価格の見直しを行い、可能な範囲で配布価格を引き上げた。		

	・保有特許の見直し（放棄）を行い、保有コストの削減に努めていることについて、評価できる。			
	<今後の課題> ・自己収入の確保に向け、外部資金の確保に資する戦略的な広報を検討する必要がある。			
	<国立研究開発法人審議会の意見> ・前中期目標期間最終年度の金額に比べると外部資金の獲得、政府受託とも減っているが、種苗配布価格の引き上げや保有特許の見直しは評価できる。			
	(期間実績評価)			
	<table> <tr> <td>評価</td><td></td><td></td></tr> </table>	評価		
評価				
<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>				

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2（1）	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 （1）保険料率及び積立金の妥当性の検討		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえる。		
中長期計画	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。		
主な評価指標等	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	< 主要な業務実績 > 「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」（平成 27 年 4 月 1 日付け）を制定し、外部有識者等により構成される委員会を設置し、6 月中旬に第 1 回を開催した。今後は、当該委員会において、積立金の規模の妥当性等について検証を行う予定である。		
自己評価	評定	B	

		< 評価と根拠 > 外部有識者等により構成される委員会において、積立金の規模の妥当性等について検証を行う予定であることから「B」とした。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	< 評価に至った理由 > ・森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置・開催したこと、及び、今後、同委員会において積立金の規模の妥当性等について検証を行う予定であることについては評価できる。 < 今後の課題 > ・積立金の規模の妥当性の検証結果等に基づく、必要な保険料率の見直し等の実施が必要である。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・保険料率及び積立金の妥当性を検証するリスク管理委員会が設置されている。	
	(期間実績評価)	
	評価	
	< 評価に至った理由 > < 今後の課題 > < その他事項 >	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2（2）	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 （2）保険料収入の増加に向けた取組		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。		
中長期計画		森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。		
主な評価指標等		－		
法人の業務実績等・自己評価				
業務実績		＜主要な業務実績＞ 全国の自治体や森林組合系統へのポスター・チラシの配布や林業関係団体の機関誌への記事掲載による広報等を行うなど制度の普及を図っている。また、全国ブロック会議等を通じ、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに、移管初年度に集中的に業務講習会を実施することで業務委託先の事務担当職員の能力向上を図り、森林所有者への働きかけを積極的に行うこととしている。さらに林業関係団体・民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うこと等により、森林保険の加入促進を図ることとしている。		
自己評価		評定	B	
		＜評定と根拠＞ 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけ等、森林保険の加入促進を図る取り組みを進める予定であることから「B」とした。		
主務大臣による評価		(見込評価)		
		評定	B	
		＜評定に至った理由＞		

	・森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに業務委託先の事務担当職員への指導の強化等により、森林所有者、林業関係団体・民間企業への働きかけ等を積極的に実施する予定であることについては評価できる。 <今後の課題> ・効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施が必要である。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・加入促進活動の方向性の明確化を検討する中で、造林面積の地域的偏在が著しいことから造林面積が多い道県や関係団体等と連携した重点的加入促進を検討いただきたい（2013 年度の造林面積 1.3 万 ha のうち、北海道、宮崎、大分、熊本が 69 %）。 ・今後ますます自然災害が増えることが予想されることから、積極的な広報活動が重要になってくると思われる。	
	（期間実績評価）	
	評 定	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3（1）	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 （1）長期借入金等の着実な償還		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0246、0410、0416 平成 25 年 0123、0180、0187 平成 26 年 0112、0167、0174 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
長期借入金償還額 (百万円)	着実な償還		(33,506) 33,506 <100%>	(31,478) 31,478 <100%>	(29,621) 29,621 <100%>	(27,568) 27,568 <100%>	(25,081) 25,081 <100%>	() 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還額の割合	
債券償還額 (百万円)	着実な償還		(712) 712 <100%>	(4,688) 4,688 <100%>	(5,644) 5,644 <100%>	(7,169) 7,169 <100%>	(7,059) 7,059 <100%>	() 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還額の割合	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。
中長期計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。
主な評価指標	<その他の指標> 長期借入金償還額、債券償還額 <評価の視点> コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還しているか
法人の業務実績等・自己評価	

	業務実績	＜主要な業務実績＞ 一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、負担金等を全額徴収できる見込みであるとともに、長期借入金及び緑資源債券を着実に償還できる予定である。 なお、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算については、林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、毎年度、将来の造林木販売収入を見積もるなど改めて試算を行い、中期計画の償還額や出資金の額に影響を及ぼさないことを確認している。 また、森林農地整備センターに設置した外部有識者を含めた委員で構成する「水源林造成事業リスク管理委員会」において、蓋然性を考慮した複数の前提条件による将来収支を毎年度試算し、長期借入金等の償還確実性を検証している。		
	自己評価	評定	B	
		＜評定と根拠＞ 業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び緑資源債券を確実に償還する予定である、また、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入の見積を行い、長期借入金等に係る事業の収支バランスに影響がないことを確認していることから、中期計画を達成する見込であり「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き長期借入金等の着実な償還を行う必要がある。		
主務大臣による評価		(見込評価)		
	評定	B		
	＜評定に至った理由＞ ・一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収を実施し、長期借入金及び緑資源債券を確実に償還したことは評価できる。 ・林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、毎年度、将来の造林木販売収入の見積りを行い、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直していることなどは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・引き続き業務運営に係る経費の抑制を図り、長期借入金等を確実に償還する必要がある。 ・長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを定期的に行う必要がある。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・長期借入金、債権とも着実に償還されてきている。			
	(期間実績評価)			
	評定			
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞			

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3（2）	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 （2）業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0246、0410、0416 平成 25 年 0123、0180、0187 平成 26 年 0112、0167、0174 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (予算)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
一般管理費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	435,624 (40.3%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較 値	
人件費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,854,835 (22.3%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較 値	
事業費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	44,080,781 (23.0%)	基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較 値各年度の数値は繰越額を除いて 算出した額	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
中長期計画	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
主な評価指標	< 主な定量的指標 > 一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 < 評価の視点 >

		確実な経費削減が図られているか	
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> (ア) 一般管理費 事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を削減したこと、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより、平成 26 年度は一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 48.1 %の削減となった。 (イ) 人件費 水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 26 年度期末の職員数（358 人）は平成 22 年度期末（461 人）と比較して 103 人の減となった。 この結果、平成 26 年度においては、平成 22 年度と比較して 25.6 %の削減となった。 (ウ) 事業費 農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び既設道移管円滑化事業については平成 25 年度までに計画どおり終了したところであるが、水源林造成事業については、目標策定時（平成 22 年度）以降、新たな森林吸収源対策を推進するなどの政策的要請を踏まえた政府予算の適切な執行に努めた結果、平成 26 年度においては 20.5 %の削減となった。		
	自己評価	評定	B
<評定と根拠> 森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所移転・共有化や、消耗品のリユース・共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制、定期刊行物の購読の見直しなどを通じた経費の削減及び業務の効率化を図ることにより、経費削減目標を達成できる見込みであることから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る必要がある。			
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<評定に至った理由> ・森林農地整備センター本部及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借り上げ経費を削減したこと、従来から取り組んでいる電気使用量の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進などにより、一般管理費を平成 22 年度経費と比較して 30 %以上削減していることは評価できる。 ・人件費についても、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 22 年度と比較して 20 %以上削減している。一方、事業費については、新たな森林吸収源対策を推進するなどの政策的要請に応えたこともあり、平成 22 年度と比較して平成 26 年度においては約 20 %の削減となっているところである。 <今後の課題> ・今後も事務・業務の効率化を進めるとともに、経費の削減を図っていく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・概ね中期目標が達成されている。		
	(期間実績評価)		
	評定		
	<評定に至った理由>		

		<今後の課題> <その他事項>
--	--	--------------------

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4－（3）	第4 短期借入金の限度額 （3）水源林造成事業等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23－⑫ 評価結果農林水産省 24－⑫ 評価結果農林水産省 25－⑫ 事前分析表農林水産省 26－⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0246、0410、0416 平成 25 年 0123、0180、0187 平成 26 年 0112、0167、0174 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
短期借入金の年 度計画額及び実 績額	56 億円		36 億円 (21 億円)	21 億円 (19 億円)	21 億円 (18 億円)	29 億円 (22 億円)	25 億円	()は借入実績額	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	(3) 水源林造成事業等 56 億円 (想定される理由) 一時的な資金不足
主な評価指標	<その他の指標> 短期借入金の年度計画額及び実績額 <評価の視点> 短期借入金が適正規模となっているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 水源林造成事業等（特定地域等整備経理）において、長期借入金の償還は半年賦であり債券の元金一括償還は年度途中である。一方、その財源となる負担金の徴収は年賦（納期限は 2 月末日）である。この制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金と

		して短期借入を行うものである。 なお、中期計画期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示された短期借入金限度額の範囲内であり、また、資金の調達に当たっては、競争（引き合い）により、低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還を行う予定である。	
自己評価	評価	B	
	<評価と根拠> 短期借入金については、中期計画で示された短期借入金限度額より下回る額になると見込まれることに加え、競争により低利な資金調達に努めるとともに、年度内に償還されることが見込まれることから「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き短期借入にあたっては、適正に行う必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評価	B	
	<評価に至った理由> - 短期借入金の借り入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札（引き合い）により、より低利な資金調達に努めていることは評価できる。 - 中期計画期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示された短期借入金限度額の範囲内であり、年度内に確実に償還を行っていることは評価できる。 <今後の課題> - 引き続き、適正な短期借入・償還に努めていく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> - 年度内の一時的な資金不足を補うための短期借入金であり、年度末には着実に償還されている。		
	(期間実績評価)		
	評価		
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	第 5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23－18 評価結果農林水産省 23－12 事前分析表農林水産省 24－18 評価結果農林水産省 24－⑫ 事前分析表農林水産省 25－⑱ 評価結果農林水産省 25－⑫ 事前分析表農林水産省 26－⑱ 事前分析表農林水産省 26－⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0283、0298、0246、0410、0416、0427 平成 25 年 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年 0296、0173

2. 主要な経年データ								
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
国庫納付不要財 産(計画内)	成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫		成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫					
国庫納付不要財 産(計画外)							第 9 号宿舍 (大田区) (現物納付)	
立木の販売面積	立木の販売計画対 象面積上限 90,000 ha (18,000 ha/年)		5,002 ha	4,476 ha	3,145 ha	3,211 ha		

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産について、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

	成宗分室（杉並区） 職員共同住宅（盛岡市） 青山分室（盛岡市） 書類倉庫（盛岡市） 2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 （計画対象面積の上限） 90,000 ha		
主な評価指標等	<その他の指標> 立木の販売面積 <評価の視点> 不要財産等が適正に処分されているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 平成 25 年 7 月に四国支所の土地を高知県に譲渡した収入 2,390,382 円について、今後の使用予定がないことから不要財産として平成 26 年 4 月に国庫納付を行った。 不要財産の処分については、中期計画に示された全ての不要財産（成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫）の国庫納付を平成 23 年度に行ったことに加え、平成 27 年度には、職員宿舍第 9 号の国庫返納措置を行う予定である。 また、不要財産以外の重要な財産の譲渡については、販売計画対象面積の上限内で立木販売を実施する予定である。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 土地の譲渡収入について、国庫納付を適切に行った。また、中期計画期間内の不要財産の処分は、全て計画どおり行われているとともに、不要財産以外の重要な財産についても計画に準拠しており、中期計画を達成する見込であり「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き不要財産等について適正に処理を行う必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<評定に至った理由> ・中期計画に示された全ての不要財産（成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫）の国庫納付が計画どおり行われていることは評価できる。 ・中期計画に示されていない財産についても、必要に応じて不要財産に指定し、適正な手続きにより処分したことは評価できる。 ・不要財産以外の重要な財産についても適正に処分が行われたことは評価できる。 <今後の課題> ・今後も不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡について適正に処理を行う必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・中期計画に示された不要財産について全て処分がなされている		
	(期間実績評価)		
	評定		

	< 評定に至った理由 > < 今後の課題 > < その他事項 >
--	---

4. その他参考情報
特になし。